

平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃止 ・ 縮減 ）

No	1	府省庁名 復興庁、国土交通省
対象税目	<input type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
見直し項目名	特定被災区域内において都市計画事業に準ずる事業として行う一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業のために土地等を譲渡した場合における所得の特別控除の廃止	
見直し内容（概要）	<p>東日本大震災復興特別区域法第4条第1項に規定する特定被災区域内において都市計画事業に準ずる事業として行う一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業（復興交付金事業計画に記載されている集団移転促進事業と併せて行うもの）のために買い取られる土地及び当該土地の上に存する資産であることについて、国土交通大臣（当該事業を施行する者が市町村である場合には道県知事）の証明を受けた土地及び当該土地の上に存する資産を地方公共団体等に譲渡した場合に、譲渡所得に係る課税の特例（5,000万円特別控除）を受ける措置につき、当該証明を受ける期限を平成31年3月31日限りとする。（廃止）</p>	
関係条文	<p>租税特別措置法第33条第1項第2号、33条の4、64条第1項第2号、65条の2 租税特別措置法施行規則第14条第5項第4号の8 地方税法附則第34条第1項、第4項</p>	
増収見込額	<p>[平年度] ー (ー) [改正増減収額] ー (単位：百万円)</p>	
廃止又は縮減の理由	<p>平成25年度以降、本特例を適用しつつ、特定被災区域内において都市計画事業に準ずる事業として行う一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業を着実に推進してきたところであるが、平成31年度以降、各地方公共団体において、本特例の適用対象となる土地の取得について見込みがないため、本特例措置の適用期限をもって廃止とする。</p>	
ページ	1—1	